

キャリアコンサルティング技能検定試験

試験の免除の基準

免除の対象者	技能検定試験の免除の範囲
1級の技能検定に合格した者	1級の学科試験の全部
1級又は2級の技能検定に合格した者	2級の学科試験の全部
1級の技能検定において、学科試験に一部合格した者	1級の学科試験の全部（当該合格した学科試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
1級の技能検定において、実技試験に一部合格した者	1級の実技試験の全部（当該合格した実技試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
1級又は2級の技能検定において、学科試験に一部合格した者	2級の学科試験の全部（当該合格した学科試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
1級又は2級の技能検定において、実技試験に一部合格した者	2級の実技試験の全部（当該合格した実技試験が行われた日の翌々年度末までに行われるものに限る。）
キャリアコンサルティング職種に係る指定試験機関技能検定委員を6年以上務めた者	1級の学科試験及び実技試験の全部
キャリアコンサルティング職種に係る指定試験機関技能検定委員を2年以上務めた者	2級の学科試験及び実技試験の全部